

総社市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

総社市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年総社市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(消防長の資格) 第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。 (1) 略 <u>(2) 総社市消防職員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に2年以上あったものであること。</u> (3) 略 <u>(4) 総社市の行政事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職に2年以上あったものであること。</u>	(消防長の資格) 第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。 (1) 略  <u>(2) 略</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。